

前文

我々日本国民は、正に選されたに於ける代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のため、国家の利益と国民との協和による成果と、わが全土にわたつて自由のもたらすを確保し、政府が戦争惨禍を再びの禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が在る国家を宣言し、この憲法を確定する。そもそも政は、民の誠なる信託によるものであつて、権力は国民に由りし、その力は民の代表者を通じて行使し、その福利は民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

我々国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであり、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し、専横と強権は、平和を維持し、威嚇と隷従、強迫と偏私を地上から永遠に除去しようと努める国際関係において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

我々専断、いづれの国家も、自らのことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、徳義と権力法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自らの主権を維持し、他国と対等な関係に立たうとする各々の責務であると信ずる。

我々国民は、国家の名にかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 国皇統は、世襲のものであつて、法律の議決した皇室典範の定めるところにより、これを承継する。

第3条 国皇統内内事に關するすべての行為には、閣の助言と承認を必要とし、閣が、その責任を負ふ。

第4条 国皇統内閣の憲法の定める行為に關する行為のみを行ひ、行政に關する行為を有しない。
2 国皇統は、法律の定めるところにより、その行為に關する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に關する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第6条 国皇統内閣の指名に基いて、閣内閣理大臣を任命する。

2 内天皇は、 閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7内閣閣為 閣の助言と承認により、 民のために、左の 事に する行 を行ふ。

1条憲法改正、法律、政令及び 約を公布すること。

2国会 を召集すること。

3. 衆議院を解散すること。

4国会総議員の 選 の施行を公示すること。

5国並勲状章及び法律の定めるその他の官吏の任免 びに全 委任 及び大使及び公使の信任 を 認 すること。

6権証赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復 を認 すること。

7栄与典を授 すること。

8証批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認 すること。

9国外 の大使及び公使を接受すること。

10. 儀式を行ふこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。